



## ■ 管理会社

### カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ(ルクセンブルグ) エス・エイ

(管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としてファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し等の業務を行います。)

(注) トラストの管理会社であったジャパン・ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ) エス・エイは、2025年12月1日を効力発生日として、カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ(ルクセンブルグ) エス・エイに吸収合併され、同日以降、カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ(ルクセンブルグ) エス・エイがトラストの管理会社としての業務を行っています。

- ルクセンブルグ1915年8月10日商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて2009年9月17日に設立されました。
- 資本金は625,000ユーロ(約1億1,604万円)で、2026年5月末日現在全額払込済です。  
(注) ユーロの円貨換算は、2026年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場(1ユーロ=185.66円)によります。
- 管理会社は、2026年5月末日現在、合計651本のファンドの管理・運用を行っており、その純資産価額の合計は約2,133億ユーロです。

## ■ 投資運用会社

### アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッド

(ファンド資産の投資顧問・運用業務を行います。)

## ■ 保管受託銀行／会社事務・支払事務・管理事務代行会社／登録・名義書換事務代行会社

### ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店

(ファンド資産の保管業務および会社事務・支払事務・管理事務代行業務、ファンドの登録・名義書換事務代行業務、ファンドの評価業務、ファンド証券の純資産価格の計算等の業務を行います。)

(注) トラストの保管受託銀行、会社事務・支払事務・管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社であったルクセンブルグみずほ信託銀行は、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHに吸収合併され、その後直ちに、ルクセンブルグみずほ信託銀行の資産および負債はステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店に割り当てられました。これにより、ルクセンブルグみずほ信託銀行は、2025年11月4日付でステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHに法的に承継され、その結果、同日以降、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店がトラストの保管受託銀行、会社事務・支払事務・管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社としての業務を行っています。

## ■ 代行協会員

### みずほ証券株式会社

(日本における代行協会員業務を行います。)

## ■ 日本における販売会社

### みずほ証券株式会社(下記)にお問い合わせください。

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファーストスクエア

ホームページ・アドレス:<https://www.mizuho-sc.com/>

(日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱い業務を行います。)

■ ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合には、日本における販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。

■ また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有効証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。

- この投資信託説明書(交付目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 外貨建マネー・マーケット・ファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有効証券届出書を2026年3月31日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2026年4月1日に生じております。また、管理会社は、同法第7条の規定により有効証券届出書の訂正届出書を2026年7月31日に関東財務局長に提出しております。
- 外貨建マネー・マーケット・ファンドはリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します(外貨建証券は為替変動の影響も受けます。 )が、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様様に帰属します。したがって、元本保証はありません。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

- 外貨建マネー・マーケット・ファンド(以下「トラスト」といいます。)は、サブ・ファンドである米ドル・ポートフォリオ(以下「ファンド」ということがあります。)のみで構成されます。

#### 外貨建マネー・マーケット・ファンド

#### 米ドル・ポートフォリオ

- ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定した収益を追求することを目的とします。

※トラストおよびファンドは、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU) 2017/1131(以下「MMF規則」といいます。)に基づくマネー・マーケット・ファンド(以下「マネー・マーケット・ファンド」または「MMF」といいます。)として適格性を有します。

また、ファンドは、MMF規則における、公的債務固定基準価額MMF(以下「公債CNAV MMF」といいます。)に該当します。

### 投資方針

- 法定の償還日までの残存期間が、397日を超えない金融市場証券のみに投資します。ファンド全体の原資産の加重平均残存期間は、60日を超えません。ファンド全体の原資産の加重平均残存年限は、120日を超えません。買戻請求に適切に対応するため、その資産の一定割合を短期の金融市場証券の形で保有します。通常の場合、すべての金融市場証券を満期まで保有します。
- 管理会社は、1口当たりの純資産価格を1セント(0.01米ドル)に維持するよう最善を尽くします。

### 主な投資対象

- 金融市場証券の他、定期預金証書および公債商品(以下に定義します。)に担保された逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)、ならびに米ドル建て短期公債商品であるECP(ユーロ・コマーシャル・ペーパー)、NEU CP(譲渡可能欧州コマーシャル・ペーパー)、譲渡可能定期預金証書およびTビル(米国財務省短期証券)等を投資対象とします。
- ファンドは、その資産の99.5%以上を以下の金融商品に投資しなければなりません。
  - － EU、EU加盟国の中央政府、地方自治体および現地行政機関またはEU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行もしくはその他の一もしくは複数のEU加盟国が所属する関連する国際金融機関・組織により単独または共同で発行されるかまたは保証された金融市場証券(以下「公債商品」といいます。)
  - － 公債商品により担保された逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)
  - － 現金

## 主な投資制限

ファンドは、公債CNAV MMFとしての投資制限を遵守します。以下はその要点を述べたものです。

- 少なくとも6つの異なる銘柄の公債商品を保有しなければならない、かつ一銘柄の有価証券がファンドの総資産の30%を超えてはならないものとします。
- 原則として、ファンドの資産の10%を超えて同一金融機関に預金することはできません。
- 金融市場証券、証券化商品、資産担保コマーシャル・ペーパーおよびその他MMFの受益証券または投資証券の空売りは行いません。

※ さらに、ファンドはその受益証券が販売される法域の規制当局により要求される規制も遵守します。

## 流動性リスクおよびポートフォリオ・リスクの制限に係る規則

管理会社は、受益者の換金（買戻し）請求に随時応じられるように、以下のような流動性基準を遵守します。

- 1日単位で満期を迎える資産の組入比率：ファンド資産の最低10%
- 週単位で満期を迎える資産の組入比率：ファンド資産の最低30%

管理会社がコントロールできない理由により、または新株引受権もしくは新株買取権の行使の結果として、かかる制限を超過した場合、管理会社は受益者の利益を考慮し、換金（買戻し）ゲートの設定、換金（買戻し）制限、または流動性手数料を課すことなどの措置を取ることがあります。

## 運用体制

- アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドは、管理会社との間の修正・再録投資運用契約によって、トラストのポートフォリオ運用業務を委任されています。
- トラストは、資産の保全、流動性の提供、収益の最大化を企図して運用され、アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドの投資運用チームによって、そのポートフォリオおよびリスクが管理されています。
- アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドの投資運用チームは、総勢3名で構成されます。
- 運用にあたっては、アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドにおいて毎月開催される投資戦略会議において、経済ファンダメンタルズ分析、金利分析（金利の方向性や期間構造の分析）、クレジット分析、テクニカル分析（市場タイミングや市場のセンチメントおよびモメンタムの分析）を行うことにより、投資方針が決定され、また、毎月開催される投資実績およびリスク委員会において投資方針がレビューされます。

※ 上記の運用体制は今後変更されることがあります。

## 分配方針

- 1口当たりの純資産価格を0.01米ドルに維持するために必要な額の分配を日々行う予定です。
- 毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日（当日を含みます。）までに宣言された、発生済・未払いのすべての分配金は、源泉税等を控除後、自動的に再投資されます。

※ 分配の結果、トラストの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された最低限を下回ることとなるような場合には、分配を行うことができません。

- 上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。

## 投資リスク

ファンドは、金融市場証券など値動きのある有価証券に投資しますので、1口当たりの純資産価格および日々の分配金額は変動します。また、ファンドは外貨を基準通貨としていますので、基準通貨以外の通貨から投資する場合には外国為替相場等の変動による影響を受けます。これらの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。

したがって、ファンドは元本が保証されているものではなく、ファンドへの投資により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

## 主なリスク要因

### (i) 金利リスク

金利リスクは、イールド・カーブの水準、勾配および曲率の変動、デリバティブの金利の予想ボラティリティの変動ならびにクレジット・スプレッドの変動から生じることがあります。かかる変動は、ファンドの純資産価額に好影響または悪影響を及ぼすことがあります。金融市場証券に対する投資は、金利リスクにさらされますが、満期までの期間がより長い債務証券よりも一般に感応度が低くなります。かかる証券は、金利が低下した場合には価額が上昇し、金利が上昇した場合には価額が下落します。

### (ii) 信用リスク

信用リスクとは、一般に、証券の発行体が予定金利および元本の支払義務に応じることができなくなる可能性をいいます。受益者は、発行体の債務不履行を受けて金融商品の損失合計が計上された場合にファンドの純資産価額が下落する可能性が高いことを再認識すべきです。信用リスクは、発行体の格下げにも連動しています。ファンドに金融市場証券が含まれることにより、ファンドはその信用度の変動にさらされます。

### (iii) 為替リスク

受益者の居住地の通貨に応じて、為替レートの変動はファンドに対する投資の価値に悪影響を及ぼすことがあります。より具体的には、受益者は、ファンドの価額が米ドルを参照通貨として計算されることに留意すべきです。したがって、日本円から投資した場合には、外国為替相場の変動の影響によって、円換算した投資元本を割り込むことがあります。

## その他の留意点

ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

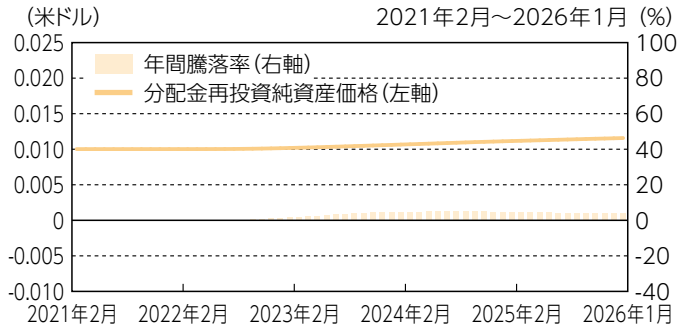
## リスクに対する管理体制

ファンドは、アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドの債券運用チーム、コンプライアンス部門、ミドルオフィス部門によってリスクが管理されておりファンドが所有する証券のクレジットをモニタリングしています。これによりファンドが持つ主なリスク要因の大部分を低減することが可能になります。

※ 上記のリスク管理体制は今後変更されることがあります。

## 参考情報

### ● ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



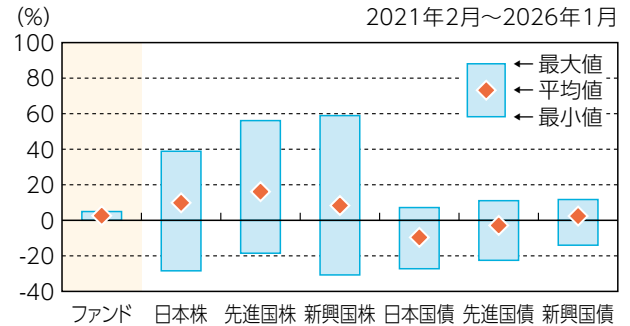
※ファンドの分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した理論上のもので、2020年2月29日の純資産価格(0.01米ドル)に合わせて指数化しています。したがって、実際の純資産価格とは異なります。以下同じです。

※ファンドの年間騰落率(各月末における1年間の騰落率を示したものは、分配金再投資純資産価格をもとに計算している)ので、実際の純資産価格をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

#### <各資産クラスの指数>

日本株 … 東証株価指数(TOPIX)(配当込)  
先進国株 … MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)  
新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)  
日本国債 … FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)  
先進国債 … FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)  
新興国債 … FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)  
※ 日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



|        | ファンド | 日本株    | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債   | 先進国債   | 新興国債   |
|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 最大値(%) | 4.9% | 38.9%  | 56.1%  | 58.9%  | 7.2%   | 11.1%  | 11.7%  |
| 最小値(%) | 0.0% | △28.4% | △18.5% | △30.7% | △27.2% | △22.5% | △14.0% |
| 平均値(%) | 2.6% | 9.9%   | 16.1%  | 8.3%   | △9.6%  | △2.9%  | 2.4%   |

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2021年2月から2026年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※ファンドの年間騰落率は、分配金再投資純資産価格をもとに計算している)ので、実際の純資産価格をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

## 運用実績

### ◆ 投資状況

基準日：2026年5月末日

| 資産の種類               | 国名     | 時価合計(米ドル)                       | 投資比率(%) |
|---------------------|--------|---------------------------------|---------|
| ユーロ・コマーシャル・ペーパー     | フランス   | 252,547,004.23                  | 27.72   |
|                     | ドイツ    | 201,553,196.52                  | 22.12   |
|                     | フィンランド | 126,817,806.68                  | 13.92   |
|                     | スイス    | 34,821,499.53                   | 3.82    |
|                     | スウェーデン | 34,740,094.11                   | 3.81    |
|                     | 国際的機関  | 32,719,539.07                   | 3.59    |
|                     | ノルウェー  | 26,942,753.92                   | 2.96    |
|                     | オランダ   | 24,982,473.73                   | 2.74    |
| 小計                  |        | 735,124,367.79                  | 80.67   |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |        | 176,100,439.71                  | 19.33   |
| 合計                  |        | 911,224,807.50<br>(約145,240百万円) | 100.00  |

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) 米ドルの円貨換算は、2026年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=159.39円)によります。以下同じです。

### ◆ 収益率の推移

|         | 収益率 <sup>(注1)</sup> |
|---------|---------------------|
| 第19会計年度 | 0.2075%             |
| 第20会計年度 | 0.4357%             |
| 第21会計年度 | 1.0537%             |
| 第22会計年度 | 1.3839%             |
| 第23会計年度 | 0.4151%             |
| 第24会計年度 | 0.0242%             |
| 第25会計年度 | 0.5578%             |
| 第26会計年度 | 3.2838%             |
| 第27会計年度 | 3.7268%             |
| 第28会計年度 | 3.3710%             |

(注1) ファンドは、純資産価格について変動がないため、上記の収益率は、分配金の各会計年度における累計額を用いて、以下の計算式により算出されました。なお、収益率の計算に際し用いた分配金は、源泉徴収税を控除したものです。

収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末の1口当たりの純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たりの純資産価格(分配額の額)

|                     | 収益率 <sup>(注2)</sup> |
|---------------------|---------------------|
| 2025年6月1日-2026年5月末日 | 3.2374%             |

(注2) ファンドは、純資産価格について変動がないため、上記の収益率は、2026年5月末日までの1年間における月次分配金の累計額を用いて、以下の計算式により算出されました。なお、収益率の計算に際し用いた分配金は、源泉徴収税を控除したものです。

収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 2026年5月末日の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配額の額)

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

◆ 純資産の推移

|                          | 純資産総額   |         | 1口当たりの純資産価格 |   |
|--------------------------|---------|---------|-------------|---|
|                          | 千円ドル    | 百万円     | 米ドル         | 円 |
| 第19会計年度末<br>(2016年10月末日) | 582,930 | 92,913  | 0.01        | 2 |
| 第20会計年度末<br>(2017年10月末日) | 540,310 | 86,120  | 0.01        | 2 |
| 第21会計年度末<br>(2018年10月末日) | 513,448 | 81,838  | 0.01        | 2 |
| 第22会計年度末<br>(2019年10月末日) | 552,731 | 88,100  | 0.01        | 2 |
| 第23会計年度末<br>(2020年10月末日) | 756,833 | 120,632 | 0.01        | 2 |
| 第24会計年度末<br>(2021年10月末日) | 676,280 | 107,792 | 0.01        | 2 |
| 第25会計年度末<br>(2022年10月末日) | 545,759 | 86,989  | 0.01        | 2 |
| 第26会計年度末<br>(2023年10月末日) | 623,528 | 99,384  | 0.01        | 2 |
| 第27会計年度末<br>(2024年10月末日) | 730,097 | 116,370 | 0.01        | 2 |
| 第28会計年度末<br>(2025年10月末日) | 833,076 | 132,784 | 0.01        | 2 |
| 2025年 6月末日               | 774,602 | 123,464 | 0.01        | 2 |
| 7月末日                     | 822,980 | 131,175 | 0.01        | 2 |
| 8月末日                     | 883,715 | 140,855 | 0.01        | 2 |
| 9月末日                     | 856,249 | 136,478 | 0.01        | 2 |
| 10月末日                    | 833,076 | 132,784 | 0.01        | 2 |
| 11月末日                    | 809,876 | 129,086 | 0.01        | 2 |
| 12月末日                    | 782,615 | 124,741 | 0.01        | 2 |
| 2026年 1月末日               | 826,259 | 131,697 | 0.01        | 2 |
| 2月末日                     | 875,241 | 139,505 | 0.01        | 2 |
| 3月末日                     | 829,904 | 132,278 | 0.01        | 2 |
| 4月末日                     | 832,224 | 132,648 | 0.01        | 2 |
| 5月末日                     | 911,225 | 145,240 | 0.01        | 2 |

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## ◆ 分配の推移

下記会計年度における、前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金(源泉課税後)の単純合計は、以下のとおりです。

|         | 100口当たり分配金合計(源泉課税後) |  |
|---------|---------------------|--|
|         | 米ドル                 |  |
| 第19会計年度 | 0.002075            |  |
| 第20会計年度 | 0.004357            |  |
| 第21会計年度 | 0.010537            |  |
| 第22会計年度 | 0.013839            |  |
| 第23会計年度 | 0.004151            |  |
| 第24会計年度 | 0.000242            |  |
| 第25会計年度 | 0.005578            |  |
| 第26会計年度 | 0.032838            |  |
| 第27会計年度 | 0.037268            |  |
| 第28会計年度 | 0.033710            |  |

2026年5月末日までの1年間ににおける前記月次分配金(源泉課税後)の単純合計は、以下のとおりです。

|                 | 100口当たり分配金累計(源泉課税後) |  |
|-----------------|---------------------|--|
|                 | 米ドル                 |  |
| 2025年6月-2026年5月 | 0.032374            |  |

## ◆ 主要な資産の状況

基準日：2026年5月末日

|   | 銘柄                                                   | 種類              | 発行国    | 利率 | 満期日          | (米ドル)         |               |               | 投資比率(%) |
|---|------------------------------------------------------|-----------------|--------|----|--------------|---------------|---------------|---------------|---------|
|   |                                                      |                 |        |    |              | 額面金額          | 取得金額          | 時価            |         |
| 1 | ERSTE ABWICKLUNGSANSTALT (USD) CP 4/6/26             | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | ドイツ    | -  | 2026/ 6 / 4  | 35,000,000.00 | 34,669,522.41 | 34,989,223.56 | 3.84    |
| 2 | EUROFIMA EUROPAEISCHE GESELLSCHAFT (USD) CP 21/7/26  | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | スイス    | -  | 2026/ 7 / 21 | 35,000,000.00 | 34,782,229.43 | 34,821,499.53 | 3.82    |
| 3 | SWEDEN (KINGDOM OF) (USD) CP 12/8/26                 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | スウェーデン | -  | 2026/ 8 / 12 | 35,000,000.00 | 34,700,386.26 | 34,740,094.11 | 3.81    |
| 4 | CAISSE DES DEPOTS ET CONSIGNATION (USD) CP 22/10/26  | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス   | -  | 2026/10/22   | 35,000,000.00 | 34,443,733.70 | 34,480,090.97 | 3.78    |
| 5 | LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG (USD) CP 2/11/26 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | ドイツ    | -  | 2026/11/ 2   | 35,000,000.00 | 34,428,825.78 | 34,443,285.89 | 3.78    |
| 6 | EUROPE INVESTMENT BANK (USD) CP 24/8/26              | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | 国際的機関  | -  | 2026/ 8 / 24 | 33,000,000.00 | 32,485,821.63 | 32,719,539.07 | 3.59    |
| 7 | KOMMUNALBANKEN AS (USD) CP 22/6/26                   | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | ノルウェー  | -  | 2026/ 6 / 22 | 27,000,000.00 | 26,667,427.55 | 26,942,753.92 | 2.96    |
| 8 | BANK DES NIEDERLANDISCHEN GEMEINDEN (USD) CP 8/6/26  | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | オランダ   | -  | 2026/ 8 / 6  | 25,000,000.00 | 24,694,542.23 | 24,982,473.73 | 2.74    |
| 9 | MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 9/6/26             | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フィンランド | -  | 2026/ 6 / 9  | 25,000,000.00 | 24,919,151.20 | 24,979,787.80 | 2.74    |

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

|    | 銘柄                                                              | 種類              | 発行国    | 利率 | 満期日         | (米ドル)         |               |               | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|-----------------------------------------------------------------|-----------------|--------|----|-------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|
|    |                                                                 |                 |        |    |             | 額面金額          | 取得金額          | 時価            |                 |
| 10 | KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 18/8/26                | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | ドイツ    | -  | 2026/ 8 /18 | 25,000,000.00 | 24,764,571.47 | 24,800,397.55 | 2.72            |
| 11 | MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 15/6/26                       | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フィンランド | -  | 2026/ 6 /15 | 22,000,000.00 | 21,926,637.13 | 21,968,876.36 | 2.41            |
| 12 | KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 17/9/26                | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | ドイツ    | -  | 2026/ 9 /17 | 22,000,000.00 | 21,654,875.42 | 21,756,382.65 | 2.39            |
| 13 | AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 3/6/26   | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス   | -  | 2026/ 6 / 3 | 20,000,000.00 | 19,749,835.42 | 19,995,830.59 | 2.19            |
| 14 | AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 10/6/26  | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス   | -  | 2026/ 6 /10 | 20,000,000.00 | 19,750,810.61 | 19,981,310.80 | 2.19            |
| 15 | MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 11/6/26                       | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フィンランド | -  | 2026/ 6 /11 | 20,000,000.00 | 19,937,335.85 | 19,979,785.76 | 2.19            |
| 16 | MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 12/6/26                       | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フィンランド | -  | 2026/ 6 /12 | 20,000,000.00 | 19,937,335.85 | 19,977,764.33 | 2.19            |
| 17 | MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 22/6/26                       | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フィンランド | -  | 2026/ 6 /22 | 20,000,000.00 | 19,872,715.26 | 19,957,571.75 | 2.19            |
| 18 | MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 24/6/26                       | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フィンランド | -  | 2026/ 6 /24 | 20,000,000.00 | 19,935,629.47 | 19,954,020.68 | 2.19            |
| 19 | AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 17/7/26  | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス   | -  | 2026/ 7 /17 | 20,000,000.00 | 19,689,076.66 | 19,904,650.18 | 2.18            |
| 20 | AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 24/7/26  | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス   | -  | 2026/ 7 /24 | 20,000,000.00 | 19,689,076.66 | 19,890,140.42 | 2.18            |
| 21 | AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 3/8/26   | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス   | -  | 2026/ 8 / 3 | 20,000,000.00 | 19,682,956.77 | 19,869,452.79 | 2.18            |
| 22 | NORDRHEIN WESTFALEN BANK (USD) CP 7/8/26                        | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | ドイツ    | -  | 2026/ 8 / 7 | 20,000,000.00 | 19,824,301.62 | 19,863,118.70 | 2.18            |
| 23 | AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 27/8/26  | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス   | -  | 2026/ 8 /27 | 20,000,000.00 | 19,670,615.54 | 19,812,702.95 | 2.17            |
| 24 | AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 24/9/26  | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス   | -  | 2026/ 9 /24 | 20,000,000.00 | 19,666,946.81 | 19,754,480.02 | 2.17            |
| 25 | AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 25/9/26  | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス   | -  | 2026/ 9 /25 | 20,000,000.00 | 19,670,567.18 | 19,751,855.80 | 2.17            |
| 26 | AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 13/10/26 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス   | -  | 2026/10/13  | 20,000,000.00 | 19,668,463.46 | 19,713,381.31 | 2.16            |
| 27 | AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 15/10/26 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス   | -  | 2026/10/15  | 20,000,000.00 | 19,673,905.02 | 19,710,137.80 | 2.16            |
| 28 | AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 27/10/26 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス   | -  | 2026/10/27  | 20,000,000.00 | 19,672,260.15 | 19,682,970.60 | 2.16            |
| 29 | KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 24/7/26                | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | ドイツ    | -  | 2026/ 7 /24 | 14,000,000.00 | 13,790,555.93 | 13,925,996.43 | 1.53            |
| 30 | KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 3/6/26                 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | ドイツ    | -  | 2026/ 6 / 3 | 13,000,000.00 | 12,879,533.43 | 12,997,381.16 | 1.43            |

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## 手続・手数料等

### お申込みメモ

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入(申込み)単位         | 1口単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 購入(申込み)価格         | 各申込後最初に計算される1口当たりの純資産価格。管理会社は、合理的に可能な限り、1口当たりの純資産価格を0.01米ドルに維持するよう努力します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 購入(申込み)代金         | 申込日の翌取引日に、原則として円貨で払い込みます。基準通貨と円貨との換算は、各申込みについての申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによります(通貨の交換にかかるコストも投資者の負担となります。)。日本における販売会社が応じうる範囲で、日本における販売会社のファンド基準通貨預金口座への振込みにより、ファンドの基準通貨で支払うこともできます。                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 換金(買戻し)単位         | 1口単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 換金(買戻し)価格         | 原則として、管理会社が買戻請求を受領した日に計算される1口当たりの純資産価格。管理会社は、合理的に可能な限り、1口当たりの純資産価格を0.01米ドルに維持するよう努力します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 換金(買戻し)代金         | 買戻代金(および発生済・未払いの分配金)は、口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた取引日の翌取引日に支払われます。買戻代金(および発生済・未払いの分配金)が円貨で支払われる場合、ファンドの基準通貨との換算は、申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとします。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じうる範囲で、当該受益者のファンドの基準通貨預金口座への振込みにより、ファンドの基準通貨で支払われることがあります(通貨の交換にかかるコストも投資者の負担となります。)。                                                                                                                             |
| 取引日               | 12月24日を除き、ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルグにおける銀行営業日、ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所の取引日で、かつ日本における金融商品取引業者の営業日。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 申込締切時間            | 取引日に限り、申込みの取扱いが行われます。受付終了時刻は日本における販売会社が定める時刻となります。詳しくは日本における販売会社にご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 購入の申込期間           | 2026年4月1日から2027年3月31日まで<br>(申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 換金(買戻し)制限         | 取引日における買戻請求が管理会社の決定するファンドの発行済総口数の一定割合を超過する場合には、買戻請求の全部または一部の処理が延期されることがあります。流動性基準を満たせなくなった場合、買戻しの停止などの措置をとることがあります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 購入・換金申込受付の中止および取消 | 管理会社は、次の場合において販売・買戻しおよび転換を一時的に停止することができます。<br>① ファンド資産の相当部分の評価の基礎を提供する一もしくは複数の証券取引所もしくは市場、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一もしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または、取引が制限もしくは停止された場合。<br>② 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。<br>③ 通常使用されている通信機能が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が要求されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。<br>④ 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。 |
| 信託期間              | 無期限<br>なお、米ドル・ポートフォリオは1997年10月9日に運用が開始されました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 繰上償還              | トラストは、管理会社および保管受託銀行の合意により、いつでも、解散することができます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 約款の変更             | 管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款を変更することができます。約款の重要事項の変更は、日本の受益者に通知されます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 決算日               | 毎年10月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 収益分配              | 1口当たりの純資産価格を0.01米ドルに維持するために必要な額の分配を日々行う予定です。毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日(当日を含みます。)までに宣言された、発生済・未払いのすべての分配金は、源泉税等を控除後、自動的に再投資されます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 信託金の限度額           | ファンドにおける信託金の限度額については、定められていません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|       |                                                                                                                                                                                                                  |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用報告書 | 管理会社は、トラストの資産について、トラストの計算期間の終了(毎年10月末日)後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項について記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。                                     |
| 課税関係  | 税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。益金不算入の適用は認められません。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性があります。                                                                                                                            |
| その他   | 受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出します。投資者はまた、日本における販売会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結します。<br>米国の市民または居住者等は、購入をお申込みいただくことができません。 |

## ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |                                                                                                                                                                                      |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料              | ありません。                                                                                                                                                                               |
| 買戻し手数料              | ありません。                                                                                                                                                                               |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                                                                                                                                                                                      |
| ファンドの管理報酬等          |                                                                                                                                                                                      |
| 管理報酬等の合計            | 当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率 <b>0.58%</b> を上限とする額(ただし、四半期毎の最低固定支払額または年間最低報酬が適用される場合があります。)                                                                                            |
| 内<br>訳              | 管理報酬                                                                                                                                                                                 |
|                     | 投資運用報酬                                                                                                                                                                               |
|                     | 保管受託銀行の報酬                                                                                                                                                                            |
|                     | 日本における販売会社報酬                                                                                                                                                                         |
|                     | 代行協会員報酬                                                                                                                                                                              |
| その他の費用              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 弁護士および監査人の報酬(弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等)</li> <li>● 一切の税金 等</li> </ul> ※ その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限等を示すことができません。 |

※ いずれの四半期においても、当該当事者にかかる上記に記載のいずれかの報酬合計金額が最低報酬額に満たない場合には、当該最低報酬額は当該当事者により完全に放棄され、当該四半期における当該報酬の金額が当該当事者に支払われるものとします。

※ 手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

- 税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。
- 税率は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期             | 項目        | 税金                                                                                         |
|----------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 分配時            | 所得税および住民税 | 利子所得として課税<br>分配金の20.315%(2048年1月1日以後は20.15%の税率となります。)                                      |
| 売買時および換金(買戻し)時 | 所得税および住民税 | 個人受益者について、換金(買戻し)時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315%(2048年1月1日以後は20.15%)の所得税および住民税が課せられます。 |

- 上記は、2026年6月末日現在のものですので、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

## 目論見書補完書面（投資信託）

ファンド名：外貨建マネー・マーケット・ファンド  
米ドル・ポートフォリオ（米ドル建）  
管理会社：カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）  
エス・エイ

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。投資信託のお取引にあたっては、この書面および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

### 【手数料等諸費用について】

購入時手数料：

購入時手数料はありません。

保有期間中にご負担いただく諸費用、手数料等、および換金時にご負担いただく諸費用等は投資信託説明書（交付目論見書）をご参照ください。なお、手数料等諸費用の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 【金融商品取引契約のリスク】

投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご参照ください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

みずほ証券株式会社は、ファンドの販売会社として、募集の取り扱い、および販売等に関する事務を行います。

購入単位 当初 1 口元本：1 セント

(口数指定) 1 口以上 1 口単位

(金額指定) ー以上 ー単位

換金単位

1 口以上 1 口単位

※NISA の対象銘柄ではありません。

※投資信託によっては、その信託財産の規模、商品性格等に基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の購入および換金請求に制限が設けられる場合があります。

※外国投資信託の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

※米国の市民または居住者等は、当ファンドをご購入いただくことができません。詳細は請求目論見書をご参照ください。

### 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、上記の口座に加え外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部を（前受金等）お預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます）には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます）。

### 当社とお客さまとの利益が相反するおそれ

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・ 当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。これは、商品購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の交付、口座内でのファンド管理等の対価です。
- ・ 当社および当ファンドの運用会社であるアセットマネジメント One インターナショナル・リミテッドは、2026 年 4 月 30 日時点において、みずほフィナンシャルグループに属し、資本関係があります。また、同時点において、みずほフィナンシャルグループの会社間で役職員の兼職および／あるいは出向しており、人的関係もあります。当社が当ファンドを販売した場合、資本関係および人的関係のあるアセットマネジメント One インターナショナル・リミテッドの収益となることによりグループ全体の収益となります。
- ・ 当社の営業員に対する業績評価上、当ファンドの販売が他のファンドの販売より高く評価されることはありません。

## 販売会社たる当社の概要

商号等 みずほ証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第94号  
本店所在地 〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
大手町ファーストスクエア  
加入協会 日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会  
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
資本金 1,251億円  
主な事業 金融商品取引業  
設立年月 大正6年7月  
連絡先 お取引のある支店（部署）  
またはコールセンター 0570-000-324（ナビダイヤル） にご連絡ください。

### みずほ証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社お客さま相談室では、お電話にてお客さまのご意見や苦情等をお受けしております。

電話番号：フリーダイヤル 0120-324-051

受付時間：月曜日～金曜日の8時40分～17時10分

ただし、12月31日～1月3日、および祝日・振替休日・国民の休日を除く

### 金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客さまと金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

住 所：東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

この書面は、作成時点の情報に基づき作成しておりますが、今後内容が変更になる場合があります。